

申告に必要なもの

- ① 申告書用紙
  - ※申告書用紙は前年に町・県民税申告をした人に郵送されます。(給与支払報告書提出者含む)郵送されない人でも「町・県民税の申告が必要の人」に該当する人は申告が必要で、税務課に備えている用紙で申告してください。
- ② 本人確認書類(個人番号確認書類と身元確認書類)
- ③ 印鑑
- ④ 申告者本人の預金金融機関名と口座番号(場合によっては所得税の確定申告になるケースがあるため)
- ⑤ 所得の内訳が分かる資料
  - ▽給与や年金収入のある人は、給与所得または公的年金などの源泉徴収票
  - ▽個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
  - ▽生命保険や損害保険を受けた人はその支払調書
  - ▽農業、営業、不動産所得の収入がある人は、所得計算に必要な資料(申告書と併せて郵送される「町民税・県民税申告の手引き」を参照ください)
- ⑥ 所得控除の内訳が分かる資料
  - ▽国民健康保険税などの領収

書、農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

- ▽生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
- ▽勤労学生控除を受ける人は、在学証明書
- ▽障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- ▽医療費控除を受ける人は、医療費控除の証明書または、必要事項が記載された「医療費のお知らせ」などの医療費通知(医療費控除の明細書は個人ごとに受診した病院の合計額と通院費用をあらかじめ必ず計算してきてください)

- ▽医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択適用する人は、セルフメディケーション税制の明細書および定期健康診断の結果通知表など(セルフメディケーション税制の明細書は、薬局など販売店ごと、医薬品名ごとの合計をあらかじめ必ず計算してきてください)
- ▽寄附金控除を受ける人は、その証明書

医療費控除の改正について

平成29年分以降の確定申告において、医療費控除の適用を受ける場合、医療費の領収書の提出が不要となりました。ただし領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、経過措置として平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示による適用も可能です。

■医療費控除  
健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すると、「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。

※医療費通知とは、医療保険者が

が発行する医療費の額などを通知する書類で①被保険者の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局などの名称⑤被保険者などが支払った医療費の額、⑥保険者などの名称が記載されたものをいいます。

※医療費の領収書は提出不要ですが、確定申告期限などから5年間は、税務署長から領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、自宅で大切に保管してください。

■明細書の入手方法  
「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることができます。また税務課でも配布しています。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(4)を添付する場合、右記の1～4を記入します。	医療費通知(4)を添付しない場合、右記の5～7を記入します。
医療費通知(4)を添付する場合、右記の1～4を記入します。	医療費通知(4)を添付しない場合、右記の5～7を記入します。

2 医療費(上記1以外)の明細

氏名	医療費の区分	支払った医療費の額	支払った医療費の額
	1 診療費		
	2 調剤費		
	3 検査費		
	4 入院費		
	5 手術費		
	6 歯科診療費		
	7 理学療法費		
	8 作業療法費		
	9 言語療法費		
	10 介護療養型医療費		
	11 その他		
	12 その他		
	13 その他		
	14 その他		
	15 その他		
	16 その他		
	17 その他		
	18 その他		
	19 その他		
	20 その他		
	21 その他		
	22 その他		
	23 その他		
	24 その他		
	25 その他		
	26 その他		
	27 その他		
	28 その他		
	29 その他		
	30 その他		
	31 その他		
	32 その他		
	33 その他		
	34 その他		
	35 その他		
	36 その他		
	37 その他		
	38 その他		
	39 その他		
	40 その他		
	41 その他		
	42 その他		
	43 その他		
	44 その他		
	45 その他		
	46 その他		
	47 その他		
	48 その他		
	49 その他		
	50 その他		
	51 その他		
	52 その他		
	53 その他		
	54 その他		
	55 その他		
	56 その他		
	57 その他		
	58 その他		
	59 その他		
	60 その他		
	61 その他		
	62 その他		
	63 その他		
	64 その他		
	65 その他		
	66 その他		
	67 その他		
	68 その他		
	69 その他		
	70 その他		
	71 その他		
	72 その他		
	73 その他		
	74 その他		
	75 その他		
	76 その他		
	77 その他		
	78 その他		
	79 その他		
	80 その他		
	81 その他		
	82 その他		
	83 その他		
	84 その他		
	85 その他		
	86 その他		
	87 その他		
	88 その他		
	89 その他		
	90 その他		
	91 その他		
	92 その他		
	93 その他		
	94 その他		
	95 その他		
	96 その他		
	97 その他		
	98 その他		
	99 その他		
	100 その他		

3 控除額の計算

支払った医療費	A
健康保険料	B
介護保険料	C
国民健康保険料	D
国民年金保険料	E
国民年金保険料(2割)	F
国民年金保険料(1割)	G
控除額	H

医療費控除の明細書

土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要で。



臨時駐車場での収入

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。



確定申告書作成会場の案内

一関税務署では、次の期間中、確定申告書作成会場を開設します。

■期間  
2月16日(金)～3月15日(木)(土日を除く)

■時間  
午前9時～午後4時

■場所  
岩手日報社一関ビル 3階大ホール

■その他  
▽会場設置期間前は、税務署を含め申告書作成会場を設置しませんので、会場開設期間中にお越しください。

▽会場は大変混雑し、申告書作成に1時間以上要する場合がありますので、お早めにお越しください。

申告書作成にご活用ください

確定申告書は、国税庁ホームページで作成と印刷ができます。

■メリット

- ① 確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます。
- ② 自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成することができます。
- ③ 申告書データを保存しておけば、翌年の申告でも利用することができます。画面の案内に従って金額などを入力すれば控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、e-Taxを利用して電子送信により提出することもできます。

■問い合わせ先  
一関税務署 ☎23-4205  
※確定申告に関する質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。

■e-Taxを利用して電子送信すると

- ① 添付書類の提出が省略可能(5年間の保存が必要)
- ② 還付金がスピーディー(3週間程度)

※e-Taxを利用する場合は、電子証明書およびICカードリーダーが必要で、詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

「障害者控除認定書」で障害者控除が受けられます

障害者控除

■内容  
納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除が受けられます。

対象者

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ② 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人
- ③ 身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準ずる人

おむつ代の医療費控除

■内容  
確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。

ただし「介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年以降の人」は医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除が受け

■問い合わせ先  
保健センター  
☎46-5571

